

致諸位外國人市民～税金指南～

外国人の皆様へ～税のしおり～



十和田市政府
中国語版（繁体字）
中文版（繁體字）

向大家所征收的市税是爲了實行與廣大居民息息相關的各種事業的重要財政來源。

本指南是爲了讓居住在十和田市的外國人市民能夠更了解市税而作特此說明。

皆様から納めていただいた市税は、皆様に関わりの深さまざまな事業を行うための重要な財源となっています。

このパンフレットは十和田市にお住まいの外国人市民のために、市税についてご説明するものです。

1. 市民税（個人）

市政府希望由廣大居民們來共同負擔與全體居民的日常生活有著直接關係的各項行政服務所需要的經費，而市民税就是最能代表這種性質的税金。

把市民税與縣民税加在一起統稱爲“居民税”，是根據您上一年的收入計算出的需納税金額。並且，從申報到納税都由市政府管理。

市民税分爲“均等割”（均等分配税）和“所得割”（收入分配税）兩個部分。“均等割”是指與收入多少無關而征收的均等分配的定額税金。“所得割”是指根據上一年全年的收入來計算所征收的稅額。

○需繳納市民税（個人）的對象

盡管是外國人，只要在1月1日居民登記是十和田市的人，都要繳納市民税（個人）。

另外，即使不居住在十和田市，但凡在十和田市擁有事務所、辦事處，或擁有房產者，都要被征收“均等割”（均等分配税）。

1. 市民税（個人）

すべての住民の日常生活に直接結びついた行政サービスに必要な経費は、広く住民に負担していただくことが望ましく、市民税はこのような性格を最もよく表している税です。

市民税は、県民税と合わせて一般に「住民税」と呼ばれており、前年1年間の所得に応じて課税されます。なお、申告から納税までをまとめて市が取り扱います。

市民税は「均等割」と「所得割」に区別されます。「均等割」とは、所得が多いか少ないかにかかわらず、均等の税額を負担していただくものです。「所得割」とは所得に応じて負担していただくものです。

○市民税（個人）を納める人

外国の人であっても1月1日に十和田市に住民登録があった人は、市民税（個人）が課税されます。

なお、十和田市に住んでいなくても、十和田市に事務所、事業所または家屋敷を持っている人には均等割が課税されます。

○關於市民稅（個人）的納稅方式

(1) 個體經營者或者公司離職後尚未拿到工資的人，將會收到市政府稅務課給您郵寄的納稅通知書。按照這份通知書同附的分四次（當年 6 月、8 月、10 月及次年 1 月）納稅的 4 張繳納書，在各月份所規定的納稅截止日（同月底）之前繳納。

(2) 在公司上班的人員，通過公司得知納稅金額。年度納稅額被分成 12 等份，從 6 月份到第二年 5 月份的每個月從工資中扣除，由公司代為繳納。

請向公司申請在離職時從工資中一次性扣除未繳納的稅額。
離開日本時，請一次性付清還未繳納的稅額，或者聯系市政府稅務課指定代理繳納稅金的納稅管理人。

○住民稅的申報

住民稅的申報是指在市內擁有住址的人員向市申報有關自己前一年全年的所得以及扣除狀況。這個申報內容將成為住民稅（市民稅・縣民稅）以及國民健康保險稅的稅額、各種補助、行政服務的負擔金額的算定基礎。

已辦理了所得稅的確定申報者，無需提交住民稅申報書。不辦理確定申報的人，無論您有沒有收入，原則上都要向市政府提交住民稅申報書。

※在前一年中屬於工薪階層或領取養老金者，由于所在公司等會直接向市政府提交工資、年金支付報告書，所以無需進行申報。但是，如果您申報所得扣除（撫養扣除及醫療費扣除等）的話，市民稅・縣民稅的稅額有可能會少一點。詳細內容請諮詢。

○市民稅（個人）納稅方

(1) 個人事業業者や会社を退職して給与の支払いを受けていない人には、市役所税務課から納税通知書が送付されます。この通知書により、6 月、8 月、10 月、翌年 1 月の通常年 4 回に分けられた税額を、それぞれの月の納期限（同月末日）までに納めていただきます。

(2) 会社に勤めている人には、会社を通じて税額が通知されます。年税額を 12 回に分けて、会社が 6 月から翌年 5 月までの各月の給与から税額を差し引いて納めることとなります。

会社を退職するときは、未納の税額を一括して給与から差し引いてもらうよう、会社へ申し出てください。

日本を出国するときは、未納の税額を一括して納めるか、または代わりに税金を納める納税管理人を定めて、市役所税務課へ連絡してください。

○住民稅の申告

住民稅の申告とは、市内に住所を有する人が、前年の所得や控除について市へ申告するもので、その申告内容が、住民稅（市民稅・県民稅）や国民健康保險稅の稅額、各種手当、行政サービスの負擔額の算定基礎になります。

所得稅の確定申告をした場合は、住民稅の申告をする必要はありません。確定申告をしない人は、収入の有無にかかわらず、原則として住民稅の申告が必要となります。

※前年中の収入が給与だけ、あるいは公的年金だけだった人は、それぞれの支払者から市へ直接報告されるので、必ずしも住民稅の申告を要しませんが、所得控除（扶養控除や医療費控除など）の申告をすると市民稅・県民稅の稅額が安くなる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

2. 固定資産税・城市規劃稅

固定資産税是截止在每年 1 月 1 日拥有土地、房屋、折旧资产（这些统称为“固定資産”。）人应缴纳的賦稅。稅額根据固定資産的价格（合理价格）決定。

城市規劃稅是用于城市規劃事業或土地規劃整理事業所需費用而征收的稅目。对位于条列规定的城市規劃区域内的土地、房屋而所征收的賦稅。

根據市政府稅務課郵寄的納稅通知書，通常在每年 5 月、7 月、9 月、11 月的繳納期限（同月底）之前分四次繳納固定資産稅、城市規劃稅。

3. 輕型機動車稅（小排量機動車稅）

輕型機動車稅（小排量機動車稅）指在每年 4 月 1 日當時擁有搭載發動機的電動自行車、小排量汽車、小型特殊汽車、兩輪小型機動車的所有人須繳納的賦稅。稅額根據機動車的種類和排氣量來決定。

另外，輕型機動車稅（小排量機動車稅）要在市政府稅務課郵寄的納稅通知書所規定的納稅期限（一般 5 月末）之前進行繳納。

4. 繳納市稅的地方

在納稅截止日期之前持繳納單到金融機構及便利店等進行繳納。

5. 截止納稅期限為止仍未繳納市稅時

當截止納稅期限為止仍未能繳納者，將會收到市政府收納課郵寄的督促狀，並且有可能受到財產抵押等的處罰。

另外，除了原本應繳納的稅金以外，還要征收拖欠的滯納金。

2. 固定資産稅・都市計畫稅

固定資産稅は、毎年 1 月 1 日現在に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人に対し課税されます。稅額は固定資産の価格（適正な時価）に応じて決定されます。

都市計畫稅は、都市計畫事業または土地區画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的稅で、条例で定められた都市計畫区域内に所在する土地・家屋に対し、課税されます。

固定資産稅・都市計畫稅は、市役所稅務課から送付される納稅通知書より、5 月、7 月、9 月、11 月の通常年 4 回に分けられた稅額を、それぞれの月の納期限（同月末日）までに納めていただきます。

3. 輕自動車稅

輕自動車稅は、毎年 4 月 1 日現在に、原動機付自転車、輕自動車、小型特殊自動車、2 輪の小型自動車を所有している人に課される稅です。稅額は車種及び排氣量などにより定められています。

また、輕自動車稅は、市役所稅務課から送付される納稅通知書により、定められた納期限（通常は 5 月末日）までに納めていただきます。

4. 市稅を納めるところ

納付書をお持ちのうえ、納期限までに金融機関、コンビニエンスストアなどで納めください。

5. 納期限までに市稅を納めないとき

納期限までに市稅を納めないと、市役所收納課から督促狀が送付され、財産の差押えなどの処分を受けることがあります。

また、本来納めるべき稅額のほかに、延滯金も合わせて納めていただくこととなります。

6. 當需要市稅證明書時

當需要市稅證明書時，請持可確認本人身份的證件（外國人登記證明書、在留卡、特別永住者證明書、護照、駕照等）到市政府窗口進行辦理。

手續費一份 300 日元。

致更新在留期間需要獲得住民稅納稅證明書的人士

在更新在留期間時，入境管理局可能要求提供住民稅納稅證明書。住民稅納稅證明書上有記載繳稅額、已繳付額等內容。

但是，未申報上一年收入的人士，無法取得納稅證明書。這種情況下，請持上一年收入的證明材料（源泉征收票等）首先進行申報，之後確定納稅額，當繳納稅金後即可獲得納稅證明書。

另外，無收入的人士不用繳稅，可獲得非繳稅證明書。（如果不申報的話，即使是無收入的人士，也無法獲得納稅證明書。）

6. 市稅的證明書が必要なとき

市稅的證明書が必要なときは、市役所に、本人確認ができるもの（外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書、パスポート、運転免許証など）をお持ちください。

手数料は一件につき 300 円です。

在留期間の更新のため、住民稅の納稅證明書を取得する人へ

在留期間を更新するため、入国管理局から住民稅の納稅證明書の提出を求められることがあります。住民稅の納稅證明書には、課稅額、納付済みの稅額などが記載されています。しかし、前年の収入を申告していない人は、納稅證明書を取得することができません。その場合、前年の収入がわかる書類（源泉徴収票など）をお持ちいただき、まず申告をしてください。その後課稅額が決定され、税金を納めていただくと、納稅證明書が取得できるようになります。

また、収入がない人は課稅されないため、非課稅證明書を取得することになります。（収入がない人であっても申告をしていないと納稅證明書を取得することはできません。）

7. 市税に関するお問い合わせ

7. 有關市稅的諮詢

諮詢內容 問い合わせ内容	諮詢處 問い合わせ先
市民税相關事宜 市民税のこと	市民税系 0176-51-6767 (直通) 市民税係
固定資産税相關事宜 固定資産税のこと	土地系 0176-51-6768 (直通) 土地係 房屋系 0176-51-6769 (直通) 家屋係
輕型機動車税相關事宜 輕自動車税のこと	諸税系 0176-51-6765 (直通) 諸税係
納税相關事宜 納税に關すること	收納課 0176-51-6761 (直通) 收納課

8. その他のお問い合わせ

8. 其他諮詢

國税 (所得稅、消費稅) 相關事宜 国税 (所得稅、消費稅) のこと	十和田稅務署 0176-23-3151 (代表) 十和田稅務署
縣稅 (自動車稅等) 相關事宜 県税 (自動車稅など) のこと	上北地區縣民局縣稅部 0176-22-8111 (代表) 上北地域県民局県稅部